



長寿医療制度 (後期高齢者医療制度) のお知らせ

保険料額決定通知書を送付します

平成 20 年 4 月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）では、被保険者お一人おひとりに保険料をご負担いただくことになっています。平成 20 年度の保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付しますので、ご確認ください。

保険料の計算方法

①所得割額

(平成 19 年中の総所得金額等(※) - 330,000 円)
× 8.07%

+

②均等割額

43,924 円

=

①+② (保険料額)

平成 20 年度保険料額
(最高限度額 50 万円)

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です。(控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含みません)

※平成 19 年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の総所得金額等が一定金額以下の場合は、均等割額が軽減されます。

※今後見直しが検討されていますので、変更となる場合があります。

保険料のお支払い方法について

① 4 月から特別徴収（年金からのお支払い）されている方

平成 20 年度保険料額から 4・6・8 月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた残額が、10・12・2 月に分けて特別徴収されます。100 円未満の端数は 10 月分で徴収されます。ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替などでのお支払い）に変わる場合があります。

② 制度に加入する直前に被用者保険（政府管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方

9 月までは軽減措置により保険料は徴収されません。10 月から平成 21 年 3 月までの間に軽減後の額（2,196 円）が特別徴収または普通徴収により徴収されます。

③ 上記以外の方

7 月から普通徴収でお支払いいただくことになります。普通徴収の納期は、7 月から翌年 3 月までの毎月 9 回です。ただし、普通徴収の方でも 10 月以降に特別徴収に変更する場合があります。その際には、特別徴収に関する通知書を事前にお送りします。

特別徴収の対象となる年金額が年額 18 万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が特別徴収の対象となる年金額の 2 分の 1 を超える場合などは、特別徴収されず、普通徴収でお支払いいただくことになります。

なお、災害で大きな損害を受けたときなどには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは市役所市民課にご相談ください。